

(介護予防) 短期入所生活介護【併設】 利用料金 (令和7年5月1日時点)

(1) 介護予防短期入所生活介護

①基本サービス費 (1日あたり)

要支援1	要支援2
529円	656円

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合 (1日あたり)

要支援1	要支援2
503円	623円

※身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行っていない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

②加算

加算名	内容	金額	算定有無
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を配置している場合	12円/日	
個別機能訓練加算	多職種共同にて個別機能訓練計画を立案し、計画的に機能訓練を実施	56円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断で緊急に施設サービス利用が適当である者に対し、サービスの提供を行った場合	200円/日 7日間を限度	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者を対象に特性やニーズに応じたサービス提供の実施	120円/日	
送迎加算	居宅との送迎を行った場合	184円/片道	○
口腔連携強化加算	口腔内の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合	50円/月 月1回を限度	
療養食加算	医師の指示による特別な食事を提供し	8円/日	対象者

	た場合（1日3回を限度）		のみ
認知症専門ケア加算	専門的な認知症ケアを行った場合	I:3円/日 II:4円/日	
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入で介護サービスの質の確保と共に職員の負担軽減の取組をしている場合	I:100円/月 II:10円/月	○
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設がサービスを行った場合	I:22円/日 II:18円/日 III:6円/日	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた場合に加算	所定単位の I:14.0% II:13.6% III:11.3% IV:9.0%を加算	○

※①②は1単位を10円で計算した額です。

当事業所は7級地にあたるため実際には1単位10.17円で計算をします。

※上記の金額は負担割合を1割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2割もしくは3割となる場合があります（介護保険負担割合証の記載されている割合で計算します）

## （2）短期入所生活介護

### ①基本サービス費（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
704円	772円	847円	918円	978円

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
670円	740円	815円	886円	955円

※夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置していない場合は、上記の金額の97/100となります。

※連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から1日につき利用料が30単位を減算されます。

※身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を

置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

②加算

加算名	内容	金額	算定有無
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を配置している場合	12 円/日	
個別機能訓練加算	多職種共同にて個別機能訓練計画を立案し、計画的に機能訓練を実施	56 円/日	
看護体制加算	正看護師を 1 名配置	I : 4 円/日	○
	看護職員を基準を超えて配置	II : 8 円/日	
医療連携強化加算	厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対し、事前に対応の取り決めを行っている場合	58 円/日	
看取り連携体制加算	看取り期におけるサービス提供を行った場合（死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度）	64 円/日 7 日を限度	
夜勤職員配置加算 II	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員を配置	18 円/日	○
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断で緊急に施設サービス利用が適当である者に対し、サービスの提供を行った場合	200 円/日 7 日間を限度	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者を対象に特性やニーズに応じたサービス提供の実施	120 円/日	
送迎加算	居宅との送迎を行った場合	184 円/片道	○
口腔連携強化加算	口腔内の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合	50 円/月 月 1 回を限度	
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画書において計画的に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	90 円/日 7 日間を限度 やむを得ない時は 14 日間を限度	
療養食加算	医師の指示による特別な食事を提供し	6 円/日	対象者

	た場合（1日3回を限度）		のみ
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合	421 円/日 417 円/日 413 円/日 425 円/日	
認知症専門ケア加算	専門的な認知症ケアを行った場合	I : 3 円/日 II : 4 円/日	
生産性向上推進体制加算	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入で介護サービスの質の確保と共に職員の負担軽減の取組をしている場合	I : 100 円/月 II : 10 円/月	○
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設がサービスを行った場合	I : 22 円/日 II : 18 円/日 III : 6 円/日	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた場合に加算	所定単位の I : 14.0% II : 13.6% III : 11.3% IV : 9.0%を加算	○

※①②は1単位を10円で計算した額です。

当事業所は7級地にあたるため実際には1単位10.17円で計算をします。

※上記の金額は負担割合を1割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2割もしくは2割となる場合があります（介護保険負担割合証の記載されている割合で計算します）

### （3）食費・滞在費

	通常 (第4段階)	所得の状況による軽減措置			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,700 円/日	1,300 円/日	1,000 円/日	600 円/日	300 円/日
滞在費	2,500 円/日	1,370 円/日	1,370 円/日	880 円/日	880 円/日

※ 食費の内訳として、朝食：350円、昼食（おやつ含）：700円、夕食：650円です。

※ 食費・滞在費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
キャンセル料	利用日前日の午後5時までに連絡がある場合	キャンセル料不要
	利用日前日の午後5時までに連絡がない場合	昼食代相当額
	*ただし、利用者の容態の急変や緊急入院等特別な事情がある場合はキャンセル料をいたしません。	
送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。通常の事業の実施地域を越えた所から請求いたします。	1 kmあたり 100 円
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
食物繊維代	食事だけでは不十分な食物繊維の提供代	実費相当額
嗜好飲料代	嗜好に応じて施設から通常提供しない飲料代	150 円/日
電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	50 円/日

(5) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後に利用者あてにお届け(郵送)します。</p>
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>(ア) 事業者指定口座への振り込み          広島銀行 尾道栗原支店 普通預金 3214271          社会福祉法人ゆず</p> <p>(イ) 広島銀行口座からの自動振替          引き落とし予定日は毎月26日となります。請求書の内容をご確認の上、引き落とし前日までに指定口座の振替残高に不足がないようご協力をお願いします。なお、引き落とし日が金融機関休業日にあたる場合には翌営業日となります。</p>

	<p>* ご入金を確認できましたら、領収書と翌月請求書と同封し、郵送いたします。必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)</p>
<p>法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付</p>	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(介護予防) 短期入所生活介護【空床】 利用料金 (令和7年5月1日時点)

(1) 介護予防短期入所生活介護

①基本サービス費 (1日あたり)

要支援1	要支援2
529円	656円

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合 (1日あたり)

要支援1	要支援2
503円	623円

※身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行っていない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

②加算

加算名	内容	金額	算定有無
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を配置している場合	12円/日	
個別機能訓練加算	多職種共同にて個別機能訓練計画を立案し、計画的に機能訓練を実施	56円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断で緊急に施設サービス利用が適当である者に対し、サービスの提供を行った場合	200円/日 7日間を限度	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者を対象に特性やニーズに応じたサービス提供の実施	120円/日	
送迎加算	居宅との送迎を行った場合	184円/片道	希望者のみ
口腔連携強化加算	口腔内の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合	50円/月 月1回を限度	

療養食加算	医師の指示による特別な食事を提供した場合（1日3回を限度）	8円/日	対象者のみ
認知症専門ケア加算	専門的な認知症ケアを行った場合	I:3円/日 II:4円/日	
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入で介護サービスの質の確保と共に職員の負担軽減の取組をしている場合	I:100円/月 II:10円/月	○
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設がサービスを行った場合	I:22円/日 II:18円/日 III:6円/日	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた場合に加算	所定単位の I:14.0% II:13.6% III:11.3% IV:9.0%を加算	○

※①②は1単位を10円で計算した額です。

当事業所は7級地にあたるため実際には1単位10.17円で計算をします。

※上記の金額は負担割合を1割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2割もしくは3割となる場合があります（介護保険負担割合証の記載されている割合で計算します）

## （2）短期入所生活介護

### ①基本サービス費（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
704円	772円	847円	918円	978円

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
670円	740円	815円	886円	955円

※夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置していない場合は、上記の金額の97/100となります。

※連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から1日につき利用料が30単位を減算されます。

※身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための

年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

②加算

加算名	内容	金額	算定有無
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を配置している場合	12円/日	
個別機能訓練加算	多職種共同にて個別機能訓練計画を立案し、計画的に機能訓練を実施	56円/日	
看護体制加算	正看護師を1名配置	I:4円/日	○
	看護職員を基準を超えて配置	II:8円/日	○
医療連携強化加算	厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対し、事前に対応の取り決めを行っている場合	58円/日	
看取り連携体制加算	看取り期におけるサービス提供を行った場合（死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度）	64円/日 7日を限度	
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員を配置	18円/日	○
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断で緊急に施設サービス利用が適当である者に対し、サービスの提供を行った場合	200円/日 7日間を限度	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者を対象に特性やニーズに応じたサービス提供の実施	120円/日	
送迎加算	居宅との送迎を行った場合	184円/片道	希望者のみ
口腔連携強化加算	口腔内の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合	50円/月 月1回を限度	
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画書において計画的に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	90円/日 7日間を限度 やむを得ない時	

		は 14 日間を限度	
療養食加算	医師の指示による特別な食事を提供した場合（1日3回を限度）	6 円/日	対象者のみ
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合	421 円/日 417 円/日 413 円/日 425 円/日	
認知症専門ケア加算	専門的な認知症ケアを行った場合	I : 3 円/日 II : 4 円/日	
生産性向上推進体制加算	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入で介護サービスの質の確保と共に職員の負担軽減の取組をしている場合	I : 100 円/月 II : 10 円/月	○
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設がサービスを行った場合	I : 22 円/日 II : 18 円/日 III : 6 円/日	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた場合に加算	所定単位の I : 14.0% II : 13.6% III : 11.3% IV : 9.0%を加算	○

※①②は 1 単位を 10 円で計算した額です。

当事業所は 7 級地にあたるため実際には 1 単位 10.17 円で計算をします。

※上記の金額は負担割合を 1 割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2 割もしくは 2 割となる場合があります（介護保険負担割合証の記載されている割合で計算します）

### （3）食費・滞在費

	通常 (第 4 段階)	所得の状況による軽減措置			
		第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
食 費	1,700 円/日	1,300 円/日	1,000 円/日	600 円/日	300 円/日
滞在費	2,700 円/日	1,370 円/日	1,370 円/日	880 円/日	880 円/日

※ 食費の内訳として、朝食：350 円、昼食（おやつ含）：700 円、夕食：650 円です。

※ 食費・滞在費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
キャンセル料	利用日前日の午後5時までに連絡がある場合	キャンセル料不要
	利用日前日の午後5時までに連絡がない場合	昼食代相当額
	*ただし、利用者の容態の急変や緊急入院等特別な事情がある場合はキャンセル料をいただきません。	
送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。通常の事業の実施地域を越えた所から請求いたします。	1 kmあたり 100 円
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
食物繊維代	食事だけでは不十分な食物繊維の提供代	実費相当額
嗜好飲料代	嗜好に応じて施設から通常提供しない飲料代	150 円/日
電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	50 円/日

(5) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後に利用者あてにお届け(郵送)します。</p>
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>(ア) 事業者指定口座への振り込み                      広島銀行 尾道栗原支店 普通預金 3214271                      社会福祉法人ゆず</p> <p>(イ) 広島銀行口座からの自動振替                      引き落とし予定日は毎月26日となります。請求書の内容をご確認の上、引き落とし前日までに指定口座の振替残高に不足がないようご協力をお願いします。なお、引き落とし日が金融機関休業日にあたる場合には翌営業日となります。</p>

	<p>*ご入金を確認できましたら、領収書と翌月請求書と同封し、郵送いたします。必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)</p>
<p>法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付</p>	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。